

公益財団法人笹川スポーツ財団 寄附金等取扱規程

平成 25 年 3 月 21 日
規 程 第 31 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人笹川スポーツ財団（以下「財団」という。）定款第 5 条
に関して、寄附金の受領について必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の種類及び募集)

第 2 条 財団が受領する寄附金の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が使途を特定せずに寄附した寄附金
 - (2) 特定寄附金 寄附者が寄附の申込にあたり、あらかじめ使途を特定した寄附金
- 2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。
- 3 財団は常時、寄附金を募ることができる。

(寄附金の使途)

第 3 条 一般寄附金は、定款第 4 条の公益目的事業に使用し、一部を管理費として使用する
ものとする。

- 2 特定寄附金は、寄附者の特定した使途に使用し、一部を管理費として使用するもの
とする。
- 3 前項については、寄附者に了解を得るものとする。

(受領の制限)

第 4 条 寄附者が次の各号に該当するときは、当該寄附金の受領を辞退しなければならない。

- (1) 法令に抵触するときのほか、財団の業務遂行上支障があると認められるとき及び
財団が受け入れるには社会通念上不適当と認められるとき。
- (2) 第 2 条第 1 項第 2 号の特定寄附金について、その使途が定款第 3 条に定める目的の
達成に資するものでないとき。

(受領書等の送付)

第 5 条 寄附金を受領したときは、受領書を寄附者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、財団の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその
受領年月日を記載するものとする。

(情報公開)

第6条 財団が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所へ備置き閲覧等の措置を講ずるものとする。

(補足)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則 (平成25年3月21日 規程 第31号)

本規程は、平成25年3月21日に施行し、平成25年4月1日から適用する。